

学校法人小池学園
埼玉東萌美容専門学校 学則

令和5年4月1日施行

学 校 法 人 小 池 学 園
埼玉東萌美容専門学校学則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本校は、美容に関する専門的・実践的な技術・知識等を総合的・効率的に教育し、知性と教養にあふれた実践力のある美容師の育成を目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 本校は、埼玉東萌美容専門学校と称し、埼玉県越谷市七左町 1 丁目 337 番地 3 号に置く。

(自己点検・評価)

第 3 条 本校は、教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動等について自ら点検し評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第 4 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課 程 名	学科名	修業 年限	入学定員・学級数		総定員・学級数		備 考
			定 員	学級数	定 員	学級数	
衛生専門課程	美容科	2 年	40 名	1 学級	80 名	2 学級	昼間 (入学時期 4 月 1 日)

(在学年限)

第 5 条 本校には 4 年を超えて在学することはできない。

(学年、学期)

第 6 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

2 学年を分けて次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 7 条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 県民の日を定める条例に規定する日
- (4) 学園創立記念日 12月20日
- (5) 春季休業日 別に定める
- (6) 夏季休業日 別に定める
- (7) 冬季休業日 別に定める
- (8) 学年末休業日 別に定める
- (9) その他 校長が教育上特に必要と認める日

第3章 教育課程、単位数、授業時数及び教員組織

(教育課程、単位数、授業時数)

第8条 本校の教育課程並びに単位数及び授業時間数等は別表Ⅰのとおりとする。

2 別表Ⅰに定める授業時数の1単位時間は45分とする。

(インターンシップによる履修等)

第8条の2 本校が教育上有益と認めるときは、生徒がサロン等において行った見学、実習等を本校における教科課目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校の教科課目の授業時間は30時間をもって1単位とする。

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、講義にあつては学力試験及び履修状況等と平素の成績を加味し、実験・実習にあつてはその報告・成果及び履修の状況を勘案して学年末に行う。ただし、各教科課目の出席時数が別表Ⅰに定める所定授業時数の5分の4に達しない者は、その教科課目について評価を受けることはできない。

(始業及び終業)

第11条 本校の始業は9時とし、終業は16時50分とする。ただし、校長が特に必要があると認める場合には、始業または終業の時間を変更することができる。

(教職員組織)

第12条 本校に校長、教員及び事務職員をおく。

2 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

3 教職員の組織は別表Ⅱのとおりとする。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第13条 生徒の入学は、校長が許可する。

- 2 本校に入学することのできる者は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、またはこれに準ずる学力があると認められた者(学校教育法施行規則第183条)とする。
- 3 前項の学力の認定は、校長が行う。

(入学者の選抜)

第14条 校長は、入学志願者に対し、別に定めるところにより、入学選抜を行うものとする。

(出願手続)

第15条 入学志願者は、入学願書に検定料及び必要書類を添えて指定期日までに校長に提出しなければならない。

(入学手続)

第16条 入学選抜の結果入学を許可された者は、許可のあった日から校長が別に定める期日までに、入学の手続をとらなければならない。

- 2 入学を許可された者に対し親権を行う者、親権を行う者が無いときは後見人(以下保護者という)は、保証人が連署した在学保証書を校長に提出しなければならない。
- 3 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、校長が適当でないと認めたときは、変更させることができる。
- 4 保護者若しくは保証人が死亡し、又は保証人が前項の要件を欠いたときは、改めて在学保証書を提出しなければならない。
- 5 保護者は、本人、生徒、保証人が転居又は氏名変更をした場合には、速やかに校長に届け出なければならない。

(転入学)

第17条 本校へ転入学を希望する者がある場合は、学習の進捗が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、校長は選考の上入学を許可することができる。

(退学、休学、復学及び再入学)

第18条 生徒が退学しようとするときは、その理由を具し、保護者連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 生徒が疾病その他やむを得ない事情によって、1月を超えて休学しようとするときは、その理由を具し、保護者と連署の上校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし疾病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 校長は、前項の休学の願い出があったときは、2年以内の期間で休学を許可することができる。
- 4 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病により休学した場合は、医師の

診断書を添えなければならない。

- 5 校長は、第1項によって退学した者が、2年以内に再入学を願い出たときは、在学当時の在学年以下の学年に再入学を許可することができる。

(転学)

- 第19条 生徒は、やむを得ない事情によって転学しようとするときは、その事由を具し、保護者連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(出校停止)

- 第20条 校長は、伝染病にかかり、若しくはそのおそれのある生徒に対し、学校保健法の定めるところにより出席停止を命ずることができる。

(除籍)

- 第21条 校長は次の各号のいずれかに該当する生徒について除籍することができる。

- (1) 生徒の死亡
- (2) 第5条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第18条3項に定める休学の期間を過ぎた者
- (4) 正当な理由なくして授業料を滞納し、督促しても納入しない者

(課程修了、卒業の認定)

- 第22条 各学年の課程の修了は、第10条に定める学習の評価に基づき校長が認定する。

- 2 校長は、所定の2年の課程を修了した者に対して卒業の認定をし、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

- 第23条 前条により、衛生専門課程美容科を修了した者には、専門士(衛生専門課程)の称号を授与する。

第5章 賞 罰

(褒賞)

- 第24条 校長は、学業、人物等が優れており他の模範となる生徒に対し褒賞することができる。

(懲戒)

- 第25条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは生徒に懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒のうち、戒告、謹慎、停学及び退学の処分は、校長が行う。

- 3 前項による退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者

- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 4 前項による懲戒の手續その他必要事項は別に定める。

第6章 生徒納付金

(生徒納付金)

- 第26条 生徒納付金は別表Ⅲに定めるとおりとし、校長の指定した期日までに納入しなければならない。
- 2 一旦納入した生徒納付金は返還しない。ただし、特別の事情ある場合は、全額又は一部を返還する。
- 3 休学が全月に及ぶ者は、その月の授業料の納入は要しない。
- 4 その他必要となる費用については別にこれを定める。

(授業料等の減免)

- 第26条の2 特別の事情ある者は、授業料等の減額または免除を受けることができる。
- 2 前項の授業料等の減額または免除は、別に定める授業料等軽減の規定によるものとする。

第7章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

- 第27条 附帯教育事業として次のとおり別科を設置する。

科 名	修業 期間	授業時数	入学定員・学級数		総定員・学級数		備 考
			定 員	学級数	定 員	学級数	
通信制美容科	3 年	300 時間	30 名	1 学級	90 名	3 学級	入学時期 10 月 1 日 美容所の常 勤従業者に 限る
		600 時間	10 名	1 学級	30 名	3 学級	入学時期 4 月 1 日

- 2 通信制美容科に入学することのできる者は、学則第13条に定める者の他、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条）で、本校の実施する入学試験に合格した者とする。
- 3 通信制美容科の学年は次の通りとする。
- (1) 4月入学生 4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- (2) 10月入学生 10月1日に始まり翌年9月30日に終る。
- 4 通信制美容科の休業日は、第7条の休業日のとおりとする。ただし、校長は特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。
- 5 通信制美容科の教育課程並びに単位数及び授業時間数は別表Ⅰ-2のとおりとする。

- 6 通信制美容科へ転入学を希望する者のあつかいは、学則第 17 条による。
- 7 校長は通信制美容科の所定の 3 年間の課程を修了した者に対して卒業の認定をし、卒業証書を授与する。
- 8 通信制美容科には専任教員 3 名の他必要に応じて兼任教員をおく。
- 9 通信養成を行う地域は、埼玉県を中心とした隣接県とする。
- 10 添削指導を行うため、添削係、教育相談係を置く。
- 11 添削指導については、社団法人日本理容美容教育センターに委託する。
- 12 学習の評価は、講義にあっては学力試験及び履修状況等と平素の成績を加味し、実験・実習にあってはその報告・成果及び履修の状況を勘案して行う。ただし、各教科課目の出席時数が別表Ⅰ－2 に定める所定授業時数の 3 分の 2（ただし、実習を伴う教科課目にあっては 5 分の 4）に達しない者は、その教科課目について評価を受けることはできない。

第 8 章 雑 則

（施行細則）

第 28 条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表Ⅰに定める昼間課程教育課程表については、平成 10 年度在校生について、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表Ⅲに定める学生納付金については、平成 12 年度在校生について、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は平成 13 年 3 月 9 日から施行する。ただし、第 22 条および第 23 条に限る。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表Ⅰに定める昼間課程教育課程表については、平成 13 年度生について、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表Ⅰに定める昼間課程教育課程表については、平成 19 年度以前の入学生について、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、生徒納付金については、改正後の別表Ⅲの規定にかかわらず、平成 26 年度在校生については、なお従前の例による。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、教育課程については、改正後の別表Ⅰ及び別表Ⅰ-2の規定にかかわらず、平成 29 年度在校生については、なお、従前の例による。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、生徒納付金については、改正後の別表Ⅲの規定にかかわらず、平成 30 年度在校生については、なお従前の例による。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、教育課程表の授業時数については、改正後の別表Ⅰの規定にかかわらず、平成 31 年 4 月入学者については、なお、従前の例による。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、生徒納付金については、改正後の別表Ⅲの規定にかかわらず、令和元年度在校生については、なお、従前の例による。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、生徒納付金については、改正後の別表Ⅲの規定にかかわらず、令和 2 年度在校生については、なお、従前の例による。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は令和 3 年 5 月 20 日から施行する。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の実施についての必要事項は校長が別に定める。

(別表Ⅰ) 衛生専門課程美容科(昼間課程)教育課程表

教 科 課 目		1 学年		2学年	
		単位数	授業時数	単位数	授業時数
必修 課目	関係法規・制度	1	30	0	0
	衛生管理	2	60	1	30
	保健	2	60	1	30
	香粧品化学	1	30	1	30
	文化論	1	30	1	30
	美容技術理論	2	60	3	90
	運営管理	0	0	1	30
	美容実習	15	450	15	450
選択 課目	人文科学	2	60	0	0
	美容サロンワーク	2	60	2	60
	美容ケア	2	60	1	30
	創作美容	1	30	1	30
	美容モード理論	3	90	2	60
	美容総合技術	0	0	4	120
必修課目合計		24	720	23	690
選択課目合計		10	300	10	300
卒業に必要な総授業時数		34	1020	33	990

(別表Ⅰ－２) 通信制美容科 教育課程表

教 科 課 目		単位数	1学年	2 学年	3 学年	添削回数
			授業時数			
必修 課 目	関係法規・制度	2 (2)	10 (10)			3
	衛生管理	6 (6)	30 (30)			4
	保健	5 (5)	25 (25)			3
	香粧品化学	6 (6)	30 (30)			2
	文化論	2 (2)	10 (10)			2
	美容技術理論	5 (2)	25 (10)			8
	運営管理	2 (1)	10 (5)			3
	美容実習	90 (35)	450 (175)			6
選択 課 目	外国語	2 (1)	10 (5)			1
	情報技術					1
	社会福祉					1
	生活の科学					1
	エステティック技術					1
	美容カウンセリング					1
	メイクアップ					1
	美容モード理論					1
必修課目合計		118(59)	590 (295)			31
選択課目合計		2(1)	10 (5)			8
卒業に必要な総授業時数		120 (60)	600 (300)			39
中学校卒業生講習課目		単位数	授業時数			添削回数
現代社会		1	35			3
化学		1	35			3
保健		1	35			3
合 計		3	105			9

※()内は美容所の従業者である生徒

※中学校卒業生講習は通信授業および添削授業により行う。

(別表Ⅱ)

教 職 員 の 組 織

課 程	分 野	学 科	校 長	専任 教員	兼任 教員	事務 職員	
衛 生 専 門	衛 生	美 容	1	3	2	2	7※
合 計			1	3	2	2	7※

※校長は専任教員を兼務する。

(別表Ⅲ)

生 徒 納 付 金 (年額)

単位:円

課 程	学 年	入学金	施設費	授業料	実習費	計	入 学 検 定 料
衛 生 専 門	1 年	100,000	118,000	384,000	192,000	794,000	15,000
	2 年	0	118,000	384,000	192,000	694,000	0
別 科 通信制 (300 時間)	1 年	50,000	40,000	120,000	30,000	240,000	15,000
	2・3 年	0	40,000	120,000	30,000	190,000	0
別 科 通信制 (600 時間)	1 年	50,000	40,000	240,000	60,000	390,000	15,000
	2・3 年	0	40,000	240,000	60,000	340,000	0